

| 対象となる特定権利利益 | 対象者 |
|---|---|
| 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和二年七月豪雨市町村の区域）以下「特定被災区域」という。内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。） | 特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者 |
| 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可 | 事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。） |
| 職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可 | 事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。） |
| 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録 | 特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。） |
| 児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定 | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付 | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 児童福祉法第二十一条第一項の規定に基づく障害児通所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。） | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 児童福祉法第二十二条第一項の規定に基づく障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。） | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。） | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定 | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費 | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 特定被災区域内に居住地を有する者 | 厚生労働大臣 加藤 勝信 |

| | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|---|---|
| | | | | | | | |
| 児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。） | 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。） | 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第十五条第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。） | 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可（医療費及び医療手当、同項第五号の葬祭料の給付の請求） | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第三百四十四号）第四十九条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第三百四十四号）第四十九条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第三百三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第三百三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第一項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給 | 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和二十九年法律第七十一条）第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけいの栽培の許可 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者（向精神薬輸出業者又は販売業者若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。） | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者（向精神薬輸出業者又は販売業者若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。） | 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業者又は店舗に係るものに限る。） | 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業者又は店舗に係るものに限る。） | 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。） | 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。） |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第一項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給 | 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和二十九年法律第七十一条）第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけいの栽培の許可 | 特定被災区域内に栽培地を有する者 | 特定被災区域内に栽培地を有する者 | 特定被災区域内に製造所を有する者 | 特定被災区域内に製造所を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 |
| 特定被災区域内に主たる事務所を有する者 | 特定被災区域内に主たる事務所を有する者 | 特定被災区域内に栽培地を有する者 | 特定被災区域内に栽培地を有する者 | 特定被災区域内に製造所を有する者 | 特定被災区域内に製造所を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給 | 在宅就業障害者特例報奨金の支給 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)医薬部外品又は化粧品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外國製造業者の認定 | 医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医薬品等外國製造業者の認定 | 医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) |
| 医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録 | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) |
| 医薬品医療機器等法第二十三条の二十一第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) | 医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。) |
| 特定被災区域内に製造所を有する者 | 特定被災区域内に事務所を有する者 | 特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者 | 特定被災区域内にその製造販造する医療機器等の製造所を有する者 | 特定被災区域内に事務所を有する者 | 特定被災区域内にその製造販造する医療機器等の製造所を有する者 | 特定被災区域内に事務所を有する者 | 特定被災区域内に事務所を有する者 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|---|--|
| | | | | | | | |
| 障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)。 | 障害者総合支援法第五十五条の五第一項の規定に基づく地域相談支援付費等の給付決定 | 障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定(特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る)。 | 障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)以下「障害者総合支援法」という。)第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定 | 独立行政法人医療品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二号)第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付又は同法第二十四条第一項の規定に基づく同項第一号の遺族年金若しくは同項第一号の葬祭料の給付の請求 | 介護保険法第九十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)。 | 介護保険法第二百七条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る)。 | 介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)。 |
| 障害者総合支援法第五十五条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 | 介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護保険法第五十四条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)。 | 特定被災区域内に事業所を有する者 | 特定被災区域内に事業所を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 | 特定被災区域内に事業所を有する者 | 特定被災区域内に事業所を有する者 |
| 障害者総合支援法第五十五条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付 | 介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る)。 | 特定被災区域内に事業所を有する者 | 特定被災区域内に事業所を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 | 特定被災区域内に居住地を有する者 | 特定被災区域内に事業所を有する者 | 特定被災区域内に事業所を有する者 |